

令和5年度(2023年度)

事業計画書

旭川市都市公園 A グループ・Bグループ指定管理者

株式会社 旭川公園管理センター

## 事業概要

当管理センターは、市民の貴重な財産である公園を、地域住民が安心・安全及び快適に利用できる公園を提供し、市民サービスの向上、また地域の活性化及び地域住民との協働の推進に寄与し、地域に根ざした公園づくりを図ることを目的とし、平成30年11月に設立されました。

管理センターの構成員は、平成17年度以前は旭川市等からの公園工事、公園維持管理業務委託等を請負しておりました。

平成18年度から平成25年度の期間は、旭川市からの公園工事発注と旭川市の指定管理者である公益財団法人旭川市公園緑地協会からの公園維持管理業務委託等の請負、また構成員のうち7社は、平成26年度から旭川市の第三セクターと共同企業体として、旭川市都市公園の指定管理者として受託してきたことから、その構成員には豊富な公園維持管理等の経験と実績があります。

また、他の構成員においても、旭川市発注の公園造成工事、公園維持管理業務委託などを請け負っておりますことから、公園維持管理業務として、地元民間企業の能力やノウハウの活用をし、当該公園の特徴を最大限に生かした、魅力ある公園として多くの市民の方に利用して頂くため、高い公共性や公益性の意識を持って公園の管理運営を行い、経費削減に努めてまいります。

### ① 貢献

管理センターは「公園の管理運営」を行うことを通して、市内造園業者にとどまらず、外部関係者とも十分なコミュニケーションを通じ、信頼関係を構築し、開かれた透明性の高い業務を行い、市民誰もが潤いと安らぎを実感できる憩いの空間を提供し、安全で快適な生活環境づくりと地域社会の健全な発展に貢献いたします。

### ② 公平

施設の管理には、利用者相互の理解と、公共福祉増進の場としての利用効果を高める必要があることから、平等な利用機会の確保を行い公平に努めます。

また、収益事業の益金等は、利用者満足度の向上を図るために使用します。

### ③ 公開

安全・安心・快適な公園を提供するため、公正かつ透明性のある管理運営を行い、利用者との信頼関係を築き、利用者の声やニーズを反映する公園情報の公開に努めます。

### ④ 効率

都市公園を管理・運営・工事等の実績、ノウハウを基に環境保全や緑の形成、公園の魅力向上等の観点と長期的な視点、リサイクル、省エネ、省資源の取り組み等の視点から、公園の効

率的・効果的な管理運営に努めます。

⑤ 協働

地域に根差している管理センターの構成員は、市民との連携・協働による管理運営を強く推進し、公園の存在価値・利用価値を高めるため、市民や市民団体等との協働に努めます。

⑥ 環境

地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による都市環境の提供は課題です。この課題解決には、都市公園等の整備・緑地の保全と緑化の推進が必要であることから、市民の貴重な財産である公園やみどりを育み、次代に継承した環境に努めます。

⑦ 法令等の順守

旭川市都市公園条例、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、旭川市個人情報保護条例、その他の本指定管理業務の遂行及び法人運営に係る法律・条例等を遵守し、公園利用者や市民の声の反映に努め、定められた情報の公開等、開かれた管理運営を行い、公共サービス基本法に基づき、安全で安心・快適な利用環境を提供します。

# 公益目的事業

都市基幹公園等の管理運営を通じて、公園緑地の保全と利活用、都市緑化の推進と普及啓発等を図る事業

## 1. 公園緑地及び河川緑地の保全と利活用

公園緑地における、多様化する市民ニーズに応え、「憩いの空間」を提供するため、積極的な情報発信や多様なプログラムを企画し、市民参加の拡大を進め、公園緑地の施設機能の保全と利活用を図る。

### (1) 公園利用促進事業

公園の基本情報、施設の利活用、各種イベント、桜や野草の開花情報等、様々な情報提供を行い、利用者満足度を高める。

#### ① 公園施設の情報の公開

##### ▪ ホームページ・SNS 等の運営

\* ホームページ〈 URL : <https://asahikawa-kouen.co.jp> 〉

\* インスタグラム〈 アカウント名 : asahikawakouen 〉

\* フェイスブック〈 アカウント名 : 株式会社旭川公園管理センター 〉

・公園(施設)情報の提供

・ボランティア活動の紹介

・その他公園利用に関するタイムリーな情報の提供

・各種講習会、イベント、お知らせ案内等の情報提供

・要望等の把握 〈 [info@asahikawa-kouen.co.jp](mailto:info@asahikawa-kouen.co.jp) 〉

(要望、問い合わせ等に対する対応)

##### ▪ 運動施設利用情報の公開

・インターネットを利用した運動施設予約状況案内

・施設の空き情報、大会予定の提供

##### ▪ 地元情報誌等を利用した情報発信

・新聞や情報誌等による情報発信と、公園内等へ公園関係情報の掲示

#### ② 遠足等団体利用の受け入れ

遠足や写生会などで、公園を利用する学校等団体利用者の事前調整を行い、安全・安

心・快適に利用できるよう、公園の草刈りやごみ拾い等の物的条件や環境条件の整備を行う。

### ③ イベント等の開催

公園利用促進のために開催するイベントは、公共施設である公園の目的・機能を果たすため、それぞれの公園が持つ、自然や植物等の資源を生かして、地域の交流や活性化、多様な人々の利用と交流の場を提供することを目的に行う。

・『みんなの公園発見 この「公園、どこだ？」』の開催

インターネットを利用したアプリを作成し、クイズ形式で公園を探すゲームを行うことにより、どのような公園が旭川市内にあるのか少しでも知ってもらい、利用促進を図ります。

## 2. 都市緑化の推進及び普及啓発

市民の花づくりや園芸技術向上のため、樹木医等の専門家を配置して、広範囲な内容への相談対応を行うとともに、講習会開催、ホームページによる情報の発信を通じて園芸技術の普及と都市緑化・住区基幹公園を中心とした地域緑化の推進を図る。

### (1) 草花を活用した彩り豊かな美しい花風景の演出

草花は開花時期等において、色彩豊かな美しい風景が現れます。公園の利用者に喜ばれ、花に対する満足度の向上を図るため、各公園のシンボルとなるような草花を中心に、彩り豊かな美しい花風景の公園を提供する。

### (2) 紅葉フェアの開催

日本の風情ある秋を楽しんでもらえるよう、公園内にスポットライトを設置し、紅葉した樹木の夜間ライトアップを行い、幻想的な秋の風景を演出する。

## 3. 公園緑地の環境向上に関する調査・研究と環境の保全

公園樹木の継続的な植生調査を実施し、危険木など樹木の状態を把握した公園管理を行う。調査・研究に基づく市民参加による植栽事業の実施や、アンケート等によるニーズと意識調査を反映する。

### (1) 公園内樹木の調査研究

公園内樹木を管理センター所属の樹木医による調査を実施し、危険木等の判定や樹木の状態把握により、公園利用者の安全確保と将来に向けた緑豊かな公園の形成、環境保

全を図る。

#### (2) アンケート等による利用情報の収集・調査

公園利用者の満足度向上のための情報収集を行い、利用者の意見・要望の把握に努め、必要なものは市への報告・協議を行い、管理運営に反映させる。

- ・公園施設への意見箱の設置
- ・電子メールでの個別対応

#### (3) 環境配慮対策の実施

地球環境に配慮した循環型公園づくりに推進するため、公園内での消費される電気、水道、ガス等のエネルギー使用量の削減に努めるとともに、公園から排出される植物性廃棄物のリサイクルの推奨をする。

### 4. 公園愛護団体等の育成と地域緑化、環境保全活動等への支援

誰もが利用しやすい公園等を提供するとともに、ボランティアや地域住民等と連携した協働活動、公園愛護活動への支援を行い、地域の活性化を促進し、連帯感と深めた地域社会づくりを推奨する。

#### (1) ボランティア活動の育成と支援

魅力ある公園づくりや公園利用の活性化を図り、地域コミュニティの醸成や生きがいづくりを支援し、市民協働による公園管理を推奨する。

- ・各種ボランティア活動団体との事前調整、受入体制の整備
- ・効率的な作業等への協力
- ・活動に必要な資材、物品等の支援
- ・活動内容等をホームページで広く紹介
- ・公園愛護協会マニュアル・パンフレットの作成

#### (2) 花株プロジェクトの実施

公園に花を植栽して、市民に安心・安全で日常的に潤いとやすらぎを実感できる公園緑地等を提供するため、また地域の町内会等との協働やボランティアの育成支援など、地域活性化や地域社会づくりを推進する。

### 5. 公園緑地におけるスポーツ・余暇活動や健康の維持増進

余暇活動や健康維持に関する多様な市民ニーズに対応した、公園緑地における各種事業プ

プログラムの企画や施設等の設置により、四季を通じたスポーツ・余暇活動の場の提供や、市民の健康の維持増進を図る。

(1) 自然・歴史・環境等を生かした多様な利用プログラムの提供

自然・歴史・文化等の資源の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、健康維持増進など多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な利用プログラムを提供します。また、他団体・企業などが主催するイベントにも共催・協賛するなどして、多様な利用者ニーズに応える。

(2) 公園の冬季利用促進

屋内に引きこもりがちになる冬季に、市民の健康維持・増進のため、親子などが触れ合える屋外スポーツ等の機会を創出し、地域特性である積雪寒冷地における冬季の公園利用を促進する。

・歩くスキーコース、スノーシュー、そり滑り用雪山の造成

## 6. 公園トイレの美化、清掃の徹底

公園は安全・安心及び快適でなくてはなりません。花、みどり及び整った園路等に、掃除の行き届いたトイレがあれば美しい公園となります。その美しい公園を維持することは、人々の心の思いやりにあります。その中で、汚れたトイレを無くすことは、その街の美しさを示すバロメーターでもあり、綺麗なトイレは心のやすらぎと安心、安全を感じさせます。

管理センターは、地域に密着した公園のトイレを整備し、維持管理をするために私たち自らが汗を流し、具体的には施設に応じながら高圧洗浄機を使用して頑固な汚れを落とし、高温スチーム洗浄機を使用して除菌・殺菌等の作業を行います。また、既存のトイレ内照明が切れた場合は、可能な限り LED 照明灯に切り替え、消費電力を抑えながら防犯のため24時間点灯を行い、公園トイレの美化と清掃を徹底し、「爽やかなトイレ」を目指します。

(1) 特別清掃

公園内トイレの天井、壁面等のほこりや虫の死骸及び蜘蛛の巣等、トイレ全体を清潔に保つため、高圧洗浄機を使用し、トイレに付着している汚れを除去する。

また、スチームクリーナーを使用し、ドアノブに付着した見えない菌はもちろんのこと、便座、タンクの隙間等の掃除しにくい部分を高圧スチームで噴きかけ除菌、殺菌の洗浄を行う。

(2) 簡易トイレのリース

公園内に設置されている、古い簡易トイレを安全面や衛生的な面を考え、新しくきれいなト

イレを設置することにより、公園の利用・普及促進にも繋がることから簡易トイレのリースを行う。

## 7. 都市公園等の管理運営及び利用促進

都市における公園緑地は、みどりの確保による都市環境の向上のほか、自然とのふれあいや憩い・やすらぎの場、スポーツに親しむ場など様々な役割を担っている。こうした都市公園等を安心・安全・適正に管理運営することを大前提として、事業を実施する。

### (1) 運營業務

#### ① 運動施設の利用調整

施設や利用方法等の基本情報の発信、受付、運動施設予約状況システムによるリアルタイムの空き情報の提供と予約受付、ご案内や対応、利用指導、各種スポーツ団体等との調整・要望対応を行う。

#### ② 利用調整

不法行為等に対する対応、苦情・要望に対する対応、原因の分析と発生局面の防止、情報発信による啓発に取り組む。

#### ③ 情報の収集・整理と反映

利用実態・利用満足度等の調査や公園の自然情報の把握、また、他都市の公園の管理運営に関する必要な情報を収集・整理し、利用者の要望・意見を反映した運営を行う。

### (2) 管理運營業務

#### ① 植物管理(樹木・芝生・草花・草地管理、草刈、除草、施肥、剪定、刈込、防除、灌水、冬囲い、危険木伐採等)

#### ② 施設管理(保守点検、修繕、清掃、警備、監視、保安等)

#### ③ その他管理(備品管理、水道光熱費管理等)

#### ④ 公園愛護団体等との協働の推進

#### ⑤ 環境への配慮

- 環境汚染の防止及び環境改善の取り組み
- ゴミの減量・リサイクルへの取り組み
  - ・旭川市ごみ減量等優良事業所(ブロンズ事業所)
- 地球温暖化防止の取り組み
  - ・北海道グリーン・ビズ認定制度



- ・旭川市地球温暖化対策実行計画「エッコらしよ」
- ・「fun to share」に賛同し、低酸素社会づくりに参加
- 緑のリサイクル(剪定した枝等の再利用や、刈草、落葉を土壌改良剤としての堆肥化)

### (3) 緊急時の体制及び対応

#### ① 防災

台風・大雨・暴風等の気象異常による被害が想定される場合は、旭川市とその他関係機関と連絡を密にして、迅速かつ適切な対策・対応を取る。

#### ② 事故発生時の対応

公園内での事故の発生に際しては、旭川市とその他関係機関と適切な連携を取り、利用者に危険をもたらすような破損・故障は速やかに使用禁止、立入禁止等の措置を講じ、利用者の安全を図る。

#### ③ 緊急体制

##### ア 休日の体制

管理センター電話の転送、各公園管理棟に職員を配置し、旭川市や市民からの通報等に対応する。また、場合によってはパトロールを実施する。

##### イ 夜間及び冬季間の休日の体制

緊急連絡網により、旭川市や市民からの通報等に対応する。

## 収益目的事業

公園利用者の利便性と市民サービスの更なる向上に資するため、公園施設に自動販売機を設置する。

発生した利益は公益目的事業に充当し、同事業の継続的かつ確実な展開を図り、広く市民に還元する。

### (1) 自動販売機設置場所

- Aグループ
  - ・クリスタルパーク管理棟
  - ・東部中央公園
  - ・東光ふれあい公園
  - ・かむい中央公園
  - ・ごりょう公園
  - ・日ノ出公園
  - ・東旭川屯田公園
  - ・神陵公園
  
- Bグループ
  - ・永山中央公園パークセンター
  - ・末広中央公園
  
- その他利用者の多い近隣公園や地区公園に設置を行う